

## 静岡県内自治体の事業者向け省エネ対策等の支援策（令和8年度事業）

※掲載事業の実施は予算成立が条件であり、事業内容、受付先等が変更になる場合があります。  
 ※各事業の詳細については、各自治体の担当部署までお問い合わせください。

## 1. 省エネ対策等に関する補助・融資制度

## (1) 補助制度

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
静岡県	中小企業等カーボンニュートラル促進補助金	R8.4 ～R8.4	省エネルギー設備・機器、EMS(使用機器のエネルギー性能の最適化を図るための管理システム)の導入に対する助成。 (空調設備、給湯設備、ボイラー、BEMS(ビル用EMS)、生産機器等)、断熱設備の改修	・省エネ設備導入 通常枠: 補助率1/3以内(上限2百万円) 特別枠: 補助率1/2以内(上限6百万円)	環境政策課 電話: 054-221-2208
		R8.4 ～	中小企業等が県内に太陽光発電設備や蓄電池を設置する費用を助成	・再エネ設備導入 太陽光発電設備…発電電力×4万円/kW 蓄電池設備…①、②のいずれか低い額 ①蓄電容量×5.3万円/kWh ②補助対象経費に1/3を乗じて得た額	
	(仮称)中小企業GX経営推進事業費補助金	R8.4 ～	中小企業等がGX経営に取り組む費用を助成 GX経営の取組経費(①+②) ①エネルギー高度利用整備等の新設 ②運用改善、経営改善、企業価値向上の取組 ※詳細は今後公表する募集要項で御確認ください。	補助率1/2 上限1,000万円/下限300万円 (①設備導入部分では補助金を活用せず②のみ補助金を活用する場合は、下限100万円)	エネルギー政策課 電話: 054-221-2949
	(仮称)地域課題解決型再エネ導入推進事業費補助金	R8.4 ～R9.5	県内の市町と連携する事業者、非営利団体に対し、地域課題の解決に資する再生可能エネルギーを導入する費用を助成。 ※詳細は今後公表する募集要項で御確認ください。	・可能性調査 補助率1/2(上限300万円) ・設備導入 補助率1/2(上限2,500万円)	
	輸送・産業用燃料電池車両導入促進事業費補助金	国補助金の募集時期による ※R7年度は R7.4月～R8.1	事業者が県内に商用燃料電池車両(バス・トラック)を導入する費用を助成(R8はバス助成を想定)。 ※国補助に上乘せ	バス 補助率1/2(上限1,770万円/台) ほか	
	燃料電池商用車燃料費支援事業費補助金	R8.4 ～R9.3	燃料電池商用車(トラック・バス)の普及を促進する目的で、静岡県内に燃料電池商用車を導入している者に対し、燃料電池商用車の運用に必要な燃料費の一部を助成	補助額: [実際に充填した燃料費(円) - (充填量実績(kg) × 軽油実勢価格相当価格(1,000円/kg))] × 1/2 ※補助上限額: 200円/kg	

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
浜松市	浜松市脱炭素経営設備導入支援事業	R8.5～R9.2	2030年までの温室効果ガス排出削減計画を策定し、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の再エネ、省エネ設備の導入に対し、補助金を交付する。	対象設備 補助率・補助額 太陽光発電設備 発電出力(kW)×6万円/kW以内 定置用蓄電池(※) 補助対象経費に3分の1を乗じた得た額以内 高効率空調設備 補助対象経費に2分の1を乗じた得た額以内 高効率照明設備 補助対象経費に2分の1を乗じた得た額以内 ※下記価格の1/3を上限とする。 20kWh未満:14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き) 20kWh以上:16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)	カーボンニュートラル推進事業本部 053-457-2502
	浜松市脱炭素経営支援融資推進事業	R8.4～R9.3	脱炭素経営の推進に資する金融商品の手数料に対し補助金を交付する。	補助対象:脱炭素経営支援融資実行に伴い発生する手数料(融資金額の1%程度) 【支援メニュー①】 削減目標:年3%以上削減 補助率:1/2 上限:50万円 【支援メニュー②】 削減目標:1%以上削減 補助率:1/3 上限:12.5万円	
	浜松市グリーン・イノベーション推進事業費補助金	R8.5～R9.2	カーボンニュートラル関連の新技术開発やプロジェクトの創出など、地域企業のグリーン・イノベーションに繋がるモデル事業に対し、補助金を交付する。	補助対象:モデル実証に要する実現可能性調査費、市場調査・市場開拓に要する経費など 補助金額:上限400万円(対象経費の1/2以内)	
	中小企業脱炭素経営支援事業	R8.4～R9.3	中小企業の脱炭素経営実現に向け、「知る」「測る」「減らす」の一連の段階に応じた、一貫した伴走支援を実施する。  主な事業内容 (1)常設相談窓口の運営 (2)専門家派遣 (3)省エネ診断活用業務 (4)カーボンニュートラルショールームの設置		
	脱炭素経営人材育成事業	R8.9～R9.2	中小企業等において、自社のカーボンニュートラル対応を先導する脱炭素経営人材を育成するため、全6回のカリキュラムで構成する「浜松脱炭素経営塾」を開講する。		
	浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業	R8.4～R9.3	市内中小企業の次世代自動車の導入に対し、補助金を交付する。	補助対象:電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)補助率:経	

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
沼津市	中小企業者地球温暖化対策事業費補助金	R8.4～R9.3 ※申請受付はR9.1末まで(予定) ※R9.3末までに完了報告が可能な場合に限る	市内に事業所を有し、環境への配慮に関し自主的な管理に取り組む中小企業者に対し、省エネルギー設備の導入設置等にかかる設備費の一部を予算の範囲内で補助する。  【補助対象者】以下のいずれかの条件を満たす者 ISO14001、ISO5001、エコアクション21のいずれかの認証取得 エコ通勤優良事業所の認定取得 省エネ最適化診断の受診 省エネお助け隊によるウォークスルー診断の受診 市主催の事業者向け省エネルギー講習会受講  【補助対象メニュー】以下のいずれかの設備を導入する場合のみ対象 制御機能付きLED照明設備、高効率給湯設備、高効率空調設備 ※国・県等との併用不可。	1企業あたり設備費の1/3(上限30万円)	環境政策課 電話:055-934-4741
	事業者向け自家消費型太陽光発電設備等設置事業 (沼津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金)	R8.5(予定)～R9.2末 ※申請受付はR8.12月14日まで(予定) ※R9.2末までに完了報告が可能な場合に限る	市内事業所において使用する電力を供給する太陽光発電設備を自己所有またはリースにより設置する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 ※二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号。)第29条第1項に規定する間接補助金  ※国が負担する他の補助金との併用不可 ※交付決定前の契約・着工は不可  【補助対象者】 市内に事業所を有する民間事業者(リースの場合は補助対象設備のリース事業者)であって、以下のいずれかの条件を満たすもの ※条件の詳細は未定。(以下は条件の例である) ISO14001、ISO5001、エコアクション21のいずれかの認証取得 エコ通勤優良事業所の認定取得 省エネ最適化診断の受診 省エネお助け隊によるウォークスルー診断の受診 市主催の事業者向け省エネルギー講習会受講  【補助対象設備】 ・太陽光発電設備 ・蓄電池(太陽光発電設備の付帯設備) ※「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱別紙2の2(2)ア(ア)及び(イ)」に定める交付要件を満たすこと。	【太陽光発電設備】 出力1kWあたり5万円  【蓄電池】 補助対象経費の1/3(1,000円未満切り捨て) ただし、下記の額の1/3に蓄電池の容量を乗じた額を上限とする。 家庭用(4,800Ah・セル未満):15.5万円/kWh 業務用(4,800Ah・セル以上):19万円/kWh	
	事業者向け省エネルギー講習会	未定 (R7年度は11月に実施)	講習会:全2回(両日参加が条件) 省エネの基礎知識、エネルギー管理手法を含めた講習  ※この講習会の受講は「沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金」及び「事業者向け自家消費型太陽光発電設備等設置事業」の申請資格要件の一つになっている。		

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
熱海市	次世代自動車導入促進事業費補助金	R8.4～R9.3	初度登録された日に、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の対象となる車両を購入する法人に対し補助金を交付する。	【金額】 1台 5万円	環境課 0557-86-6273
	創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金	R8.4～R9.3	事業所に創エネ・蓄エネ機器を導入する事業者に対して補助金を交付する。他補助金との併用不可。	【補助率】 太陽光発電設備 4万円/KW 上限100万円 蓄電池 3万円/KW 上限30万円	
	電気自動車充電設備設置費補助金	R8.4～R9.3	集合住宅及び商業施設などに属する駐車場において、充電設備設置者に対して補助金を交付する。	【補助率】 対象経費の1/2 急速充電設備上限30万円 普通充電設備上限10万円	
	省エネ診断補助金	R8.4～R9.3	省エネ診断を受診した中小企業者等を対象に補助金を交付する。	【補助率】 対象経費全額 上限2万円	
三島市	中小企業者地球温暖化対策事業費補助金	R8.3～R9.3	地球温暖化対策として二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備等を導入、省エネルギー診断をする市内の中小企業者に対し、導入費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。 <対象設備> ■省エネルギー設備 高効率照明設備、高効率空調設備、高効率給湯設備、高性能ボイラ設備 ■再生可能エネルギー利用設備等 太陽光発電設備、蓄電池設備 ■省エネルギー診断 ・一般財団法人省エネルギーセンターが実施する最適化診断 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するウォークスルー診断及びIT診断	■省エネルギー設備 補助対象経費(設備費＋工事費)の1/3 ※複数の設備を設置する場合は、合計の補助対象経費 【上限額 20万円】 ■再生可能エネルギー利用設備等 太陽光発電設備…公称最大出力値kw×1万円 蓄電池設備…定額容量値kwh×1万円 ※両方の設備を設置する場合は合計額 【上限額 20万円】 ■省エネルギー診断 補助金額 診断料の1/2 上限20,000円	環境政策課 055-983-2647
富士宮市	ゼロカーボン推進設備等導入費補助金	R8.4～R9.1	※目的、対象機器、補助先、その他条件等 市内に事業所等を有する事業者が創エネ・蓄エネ・省エネ設備を導入する場合に、設置費等の一部を補助する。市の他の補助金との併用不可。 (補助対象設備) ・太陽光発電設備 ・定置用リチウムイオン蓄電池 ・ビークル・トゥ・ホームシステム ・クリーンエネルギー自動車 ・省エネ設備(空調設備・給湯設備・照明設備) ※省エネ設備は既存の設備の更新に限る。	※補助・融資額(または率)、上限額等 ・太陽光発電設備 1kWあたり20,000円(上限額:100万円) ・定置用リチウムイオン蓄電池:上限額10万円 ・ビークル・トゥ・ホームシステム:上限額5万円 ・クリーンエネルギー自動車:上限額5万円 ・省エネ設備:上限200万円、下限20万円	環境企画課 環境エネルギー室 電話:0544-22-1131

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
富士市	中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金	R8.4～R9.3	市内の中小企業者等が実施する、本市のゼロカーボン化に資する取組にかかる事業費の一部を補助する。  事業① 省エネルギー対策 [対象]次の(1)・(2)のいずれかに該当するもの(国又は市の省エネ診断を受信し、その結果必要とされるもの) (1)温室効果ガス年間排出量を5t以上削減 (2)全体の温室効果ガス排出量を10%以上削減  事業② 新エネルギー対策 [対象]太陽光発電システム以外の新エネルギー利用等を行うための施設又は設備の導入  事業③ 自己所有による太陽光発電設備の導入 [対象]自己所有により太陽光発電設備を新たに導入するもの。 [条件]○自家消費電力で発電する電力量の50%以上であること。 ○1年間の発電電力量及び自家消費電力量等について報告を行い、5年間分のデータを保存すること。 ○固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ○J-クレジット制度へ登録しないこと。 ○自己託送を行わないこと。 ○国等による他の補助金交付を受けていないこと。 ○国又は市の省エネ診断を受信すること。	事業① 省エネルギー対策 [補助額]次の(1)(2)のいずれか少ない方に環境認証取得や、脱炭素化推進計画の有無に応じた係数(0.8～1.0)を乗じた額 (1)年間温室効果ガス削減量1kgあたり100円 (2)設置費用の1/4(国県補助併用は1/10) ※上限90万円。国県補助併用は上限300万円 ※しずおかGXサポートを利用する場合、利用料の1/2を上乗せする  事業② 新エネルギー対策 [補助額]次の(1)(2)のいずれか少ない方に環境認証取得や、脱炭素化推進計画の有無に応じた係数(0.8～1.0)を乗じた額 (1)年間温室効果ガス削減量1kgあたり100円(売電目的は16円) (2)設置費用の1/4 ※上限500万円 ※しずおかGXサポートを利用する場合、利用料の1/2を上乗せする  事業③ 自己所有による太陽光発電設備導入 導入容量1kWあたり5万3千円・上限530万円 導入容量は太陽電池またはパワーコンディショナー出力合計値のいずれか小さい値	環境総務課 電話:0545-55-2901
	中小企業者等ゼロカーボン経営移行支援補助金	R8.4～R9.3	市内の中小企業者等が、脱炭素に資するコンサルティングの受診及び学び直しの実施について補助金を交付する。	【コンサルティングの受診】 受診費の1/2(上限1万円)  【学び直しの実施】 取扱手数料の2分の1、上限50万円	
磐田市	脱炭素投資促進事業費補助金	R8.4～R9.3	磐田市内中小企業等を対象に、市と連携する金融機関が融資する脱炭素コベナンツローン※の調達に係る取扱手数料の一部を補助する。  ※利用に係る事業計画等に関連した確約事項において、脱炭素又は脱炭素につながる環境指標の改善に関する目標が含まれているもの。		産業政策課 0538-37-4904
	専門家等によるエネルギー使用の見える化支援	R8.4～R9.3	磐田市内中小企業等を対象に、自社のエネルギー使用状況の分析や、省エネ設備・再エネ電力導入の取り組みを支援する。(専門家による相談や、省エネ診断の情報提供等。)		
焼津市	中小企業向け省エネ診断に係る補助事業	R8.4～R9.3	市内に事業所を持つ中小企業に対し、省エネ診断に係る費用を補助する。以下の省エネ診断を受診した中小企業者等を対象とする。 ①一般社団法人環境共創イニシアティブが提供する、ウォークスルー診断、IT診断 ②一般財団法人省エネルギーセンターが提供する、省エネ最適化診断	補助率:診断に係る料金10/10(上限20,000円) 補助予定件数:10件	市民環境部 環境課 054-626-2153

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
掛川市	掛川市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金	R8.6～R9.3	市内の事業所において、省エネルギー診断の結果等に基づき行われる事業で、既存設備と比較して温室効果ガスを5%以上削減できる設備導入に補助する。	補助対象経費の3分の1以内 (上限50万円、下限10万円)	環境政策課 0537-21-1218
	掛川市産業立地奨励事業費補助金	R8.6～R8.11	市内企業(製造業・物流業等)が、前年に取得した主たる事業の用に供する資産、または温室効果ガス排出抑制に寄与する設備(※)に対して補助する。 ※再生可能エネルギー源からエネルギーを生み出す設備且つ生み出し「静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金」を活用し、省エネルギー設備への更新・改修、再生可能エネルギー設備の導入を行う事業費の一部を補助する。	対象資産の固定資産税・都市計画税相当額の10分の5(ふじのくにフロンティア推進区域は10分の10)を予算の範囲内で補助。(上限3億円)	産業観光課 0537-21-1125
藤枝市	藤枝市中小企業等省エネ設備導入支援補助金	R8.6.1 ～R9.3.31	「静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金」を活用し、省エネルギー設備への更新・改修、再生可能エネルギー設備の導入を行う事業費の一部を補助する。	補助対象経費から県補助金の補助金額を差し引いた額の4分の1(1,000円未満切り捨て) 上限は以下のとおり  県省エネ設備導入支援 大規模削減枠 上限:100万円 脱炭素スタート枠 上限:50万円 県再エネ設備導入 上限:50万円	環境水道部環境政策課 電話:054-643-3183
	J-クレジットへの登録に対する上乗せ	R8.6.1 ～R9.3.31	上記補助金における補助対象経費と同様 受付期間:上記補助金の交付確定から翌年度末まで。	補助対象経費から県補助金及び上記補助金の補助金額を差し引いた額(1,000円未満切り捨て) 1プロジェクト当たりの上限25万円	
	藤枝市J-クレジット制度登録事業費補助金	R8.4.1 ～R9.3.31	事業所における二酸化炭素等の排出量の低減を図るため、J-クレジット制度登録等事業を行った市内に事業所を有する事業者に対して補助金を交付する。	補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)1事業所当たりの上限50万円	
	中小企業等省エネ診断サポート補助金	R8.6.1 ～R9.3.31	省エネ診断(ウォークスルー診断・IT診断・省エネ最適化診断)を実施した中小企業等事業者へ補助金を交付する。	省エネ診断に係る費用から県等補助金の補助金額を差し引いた金額で、上限2万円	
袋井市	ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金	R8.4.1～ R9.3.31	①太陽光発電システム(対象:既存建物) 太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約(余剰電力買取の場合のみ対象)を締結したかつ市内に住所を有し、市税を滞納していない事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。  ②脱炭素コベナンツローン取扱手数料 袋井市と連携協定を締結した金融機関と温室効果ガスの削減を条項に含むローン契約を締結しているかつ市内に住所を有し、市税を滞納していない事業者に対し、脱炭素コベナンツローン取扱手数料の一部を補助す	購入価格又は対象経費の2分の1以内。  ①太陽光発電システム(対象:既存建物) 1kW当たり2.5万円、上限10万円。  ②脱炭素コベナンツローン取扱手数料 上限10万円	環境政策課 0538-44-3135

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
湖西市	湖西市省エネルギー診断奨励金	R8.4 ～R9.3	市内に事業所を持つ中小企業に対し、省エネ最適化診断又は省エネお助け隊(経済産業省の地域プラットフォーム構築事業で採択された省エネルギー支援団体をいう。)が実施する診断又は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する診断を受診した場合、費用の全額を補助するもの。	診断の費用の全額	環境課脱炭素推進室 053-576-4921
	湖西市事業者用低公害車購入等費用支援補助金	R8.4 ～R9.3	市内に事業所を持つ中小企業に対し、EV、PHV、FCV自動車の購入を補助するもの。 ※1事業所につき同一年度の間において1台限りとする。	EV、PHV:一律5万円 FCV:一律15万円	
	湖西市脱炭素化促進事業資金利子補給金	R8.4 ～R9.3	市内の中小企業が実施する省エネ設備等導入のための借入れに対して、利子補給を行うもの。 ※1事業者につき1回限りとする。	年利0.5%相当分 利子補給対象融資資金額:上限3,000万円 利子補給期間:最長10年 補助対象:経産省が行う令和4年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金の(C)指定設備導入事業の対象となる設備、家庭用省エネ設備、再生可能エネルギー発電設備のうち事業所における自家消費を主たる目的としたもの、低公害車	
	湖西市温室効果ガス排出量算定ツール購入費等補助金	R8.4 ～R9.3	市内中小企業のカーボンニュートラル推進にあたり、連携金融機関の紹介を受けて温室効果ガス算定ツールを導入及び使用して算定を行った場合、購入等に要した費用を補助するもの。 ※1事業者につき1回限りとする。 ※使用する期間が連続して1年間あるものに限る。	上限20万円(10/10補助) 補助対象経費:市内に有する事業所において、温室効果ガス排出量を算定するために行うツールの導入及び使用に要する経費	
	湖西市サステナビリティ経営促進事業補助金	R8.4 ～R9.3	市内中小企業の経営活動における脱炭素化促進を図るため、連携金融機関が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン(SLL)及びポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)等の活用を支援するもの。	交付額 ・SLL(SLL融資フレームワーク(包括評価型)を除く。)、PIF:上限100万円 ・SLL融資フレームワーク(包括評価型)、脱炭素コペナツローン:上限50万円 補助対象経費:中小企業等が連携金融機関からの補助対象ローン等の調達に係る取扱手数料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	
	湖西市事業所用太陽光発電システム導入支援補助金	R8.4 ～R9.3	地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会を実現するため、事業の用に供する建築物等に太陽光発電システム等を設置する事業者に対し、予算の範囲内で湖西市事業所用太陽光発電システム等導入支援補助金を交付するもの	・1kWあたり6万円 ・上限300万円 ・自家消費率50%以上 ・最低発電出力20kW以上 ・申請者が所有し、自らの事業所として使用している湖西市内の事業所の屋根に設置されるものであること。 ・住宅との兼用事業所は不可 ・PPA、リース、jクレジット制度への登録は不可	

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
御前崎市	新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	R8.4.1 ～R9.3.31 (予算の範囲 内での交付)	【目的】 環境への負担の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止 及び資源の有効利用を図ること。 【対象機器】 ①太陽光発電システム ②クリーンエネルギー自動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自 動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)) ③超小型モビリティ(ミニカー) 【条件等】 市税等の滞納がないものであって、市内に事業所を有する又は事業所を 有する予定の事業者に対し補助をする。交付の対象機器ごとに1事業者 若しくは1設置場所につき1回限りとする。ただし、1設置場所とは経済活動 を行っている場所ごとの単位とする。	①太陽光発電システム 太陽電池モジュールの出力1kW当たり2万円とし、8万 円を限度とする。その額に1,000円未満の端数が生じ た場合は、これを切り捨てる。 ②クリーンエネルギー自動車(電気自動車(EV)、プラ グインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車 (PHV)) 購入額の10%とし、10万円を限度とする。その額に 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 ③超小型モビリティ(ミニカー) 購入額の10%とし、10万円を限度とする。その額に 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	GX推進課 0537-85-1134
	省エネルギー診断補助金	R8.4.1 ～R9.3.31 (予算の範囲 内での交付)	【目的】 省エネ診断の受診を促進し、事業所における省エネに対する取り組みの 促進を図ること。 【補助対象となる省エネ診断】 ①一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 ②省エネお助け隊が実施する省エネ診断	省エネ診断に要した経費を補助する。	
	中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助 金	R8.4.1 ～R8.10.31 (予算の範囲 内での交付)	【目的】 省エネ設備の更新又は改修により、事業者の省エネ、GXを推進すること。 【対象機器】 ①国の「省エネ設備への更新支援」中(Ⅲ)設備単位型における対象設備 のうち、ユーティリティ設備に区分されている設備 ②LED照明機器 【条件等】 市税等の滞納がないものであって、市内に所在する事業所で省エネ診断 を実施済みの事業者が実施する省エネ設備更新事業に対して補助する。	省エネ設備導入に係る経費(設計費、機械装置等購 入費、工事費の合計額)の3分の1以内の額を補助額 とし、50万円を上限とする。その額に1,000円未満の 端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	
	脱炭素経営支援融資推進事業費補助金	R8.4.1～ R9.3.31 (予算の範囲 内での交付)	【目的】 市内の事業者及び個人事業者の脱炭素経営を支援するため、地域脱炭 素に資する融資を受ける事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付 する。 【条件等】 次の要件を全て満たすものに補助金を交付する。 ①申請者が市内に本店所在地又は住所をおく事業者又は個人事業主で あること ②市税等の滞納がないこと ③補助対象融資を補助対象指定日以降に実行していること ④令和12年度までの温室効果ガス排出量削減計画を策定し、削減目標 が前年度比3%以上に設定されていること ⑤資金用途が運転資金又は設備資金であること(設備資金の場合、市内 に導入するものだけに限る) 他	令和8年4月1日以降に受けた市の指定する金融商 品の融資実行時にかかる手数料が対象。その手数 料の1/2以内、最大10万円を補助する。	

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署
牧之原市	省エネルギー診断奨励金	R8.4～R9.3	省エネルギー診断(省エネ最適化診断、省エネお助け隊が実施する省エネ診断)を実施した中小企業等に奨励金を交付する。	省エネ診断に係る費用	環境課 0548-53-2609
函南町	省エネ家電製品購入費補助金	R8.4～R9.3	一般家庭及び事業者が省エネ家電を購入するのにかかった費用の一部を補助する。 一般家庭(エアコン、冷蔵庫、照明器具)、事業者(エアコン、照明器具)	事業者: エアコン(購入費・事業費の10%以内、上限3万円) 照明の改修(事業費の30%以内、上限5万円)	環境衛生課 電話:055-979-8112
長泉町	中小企業省エネルギー設備導入事業費補助金	R8.4～R9.3	町内事業所において、省エネルギー設備を導入する際、その費用の一部を補助する制度。 事業活動におけるエネルギー使用量を削減し、環境負荷の低減を促進することを目的とし、補助金を交付するもの。	・静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付の決定を受けた企業 →補助対象経費の4分の1以内で上限100万円  ・上記以外でエコアクション21又はIS12001認証取得事業者 →補助対象経費の10分の1以内で上限30万円	くらし環境課 電話:055-989-5514
小山町	クリーンエネルギー機器設置事業助成金	R6.4.1～	町内に事業所を持つ企業で、CEV補助金対象車種(一部車種除外)を新車で購入した事業所に対し、導入のための助成を行う。1企業につき3台まで。	1台につき一律5万円。ただし町内販売事業者から購入した場合は1台につき一律8万円。	企画総務部 くらし環境課 0550-76-6130

1. 省エネ対策等に関する補助・融資制度

(2) 融資制度

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資金額(または率)	担当部署
静岡県	脱炭素支援資金	時限なし	原則として1年以上継続して事業を営んでいるものであって、脱炭素に係る取組(新エネ・省エネ設備等の導入、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資及び温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき計画書を県に提出)を実施する中小企業者、組合を対象とし、資金を貸し付けた金融機関に対し、利子補給を行う。	①新エネ・省エネ設備特別型(8設備) ・太陽光発電設備・地熱発電設備・風力発電設備・太陽熱利用設備・水力発電設備・天然ガスコジェネレーション・バイオマス発電設備・バイオマス熱利用設備 ②新エネ・省エネ設備(上記の設備以外) ③温室効果ガス排出削減に寄与する設備(次世代自動車等) ④環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物(CASBEE静岡) ⑤温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金  融資限度額:1億円(天然ガスコジェネレーションは3億円) 融資期間:10年以内(据置1年以内) 利子補給率:0.67%以内(②、⑤は0.47%以内) 融資利率(申請者負担):1.4%以内(②、⑤は1.6%以内)	商工金融課 電話:054-221-2513
藤枝市	藤枝市設備投資資金利子補給金	【対象期間】 R8.1.1～ R8.12.31 【申請期間】 R9.1.15～ R9.1.31	市内に店舗・工場又は事業所を有し、かつ同一事業を1年以上営む中小企業者であって県の脱炭素支援金を借り受けた事業者を対象とし、資金を借り入れた日から2年以内で利子補給を行う。 なお、藤枝市設備投資資金利子補給金交付申請者が申請日現在においてエコアクション21を取得している場合、計算式により算出した金額を補給金額に加算して交付する。 ※加算措置は下記の全ての借入資金が対象となる ①県経営改善資金(設備資金に限る) ②県新事業展開支援資金(新分野貸付及び経営革新等貸付に限る。) ③県脱炭素支援資金 ④小規模事業者経営改善資金(マル経資金:設備資金に限る) ⑤IT活用促進資金 ⑥企業活力強化資金(IT活用事業に限る)	利子補給金計算式: 補給金の額=年間支払利子額×(設備投資相当額/借入総額)×(1/借入利率×100) ※設備投資相当額は2,000万円を上限とする。 ※借入利率が1.25%に満たない場合は、当該利率は1.25%とする。  加算額計算式: 加算額={年間支払利子額×(設備投資相当額/借入総額)-補給金額}×(1/2)	産業振興部 産業政策課 054-643-3165

## 1. 省エネ対策等に関する補助・融資制度

### (3) セミナー等

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	実施内容(予定)	担当部署
御前崎市	省エネセミナー	R8.5～R8.9頃開催予定	市内事業者を対象に、事業所における省エネ方法や省エネ診断、各種補助金を紹介するセミナーを開催予定。	GX推進課 0537-85-1134
	GX商談会	R8.10月頃開催予定	脱炭素やGXに関心はあるものの、具体的な取り組み方がわからず動き出せていない市内企業を対象に、基礎的な知識の普及と導入動機の醸成を図ることで、持続可能な社会の構築を支援することを目的としたイベントを開催予定(今後の状況によっては広域で実施する可能性もあり)	

## 2. エコアクション21(EA21)に関する支援制度

### (1) 認証・登録に向けた勉強会等

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	実施内容(予定)	担当部署
浜松市	エコアクション21認証取得支援セミナー	R8.8～R9.3	説明会:1回 勉強会:全5回	産業部カーボンニュートラル推進課・053-457-2502
沼津市	エコアクション21認証取得支援セミナー	R8.7(予定) ～R9.3(予定)	勉強会:全5回 申込方法:FAXまたはメールで	環境政策課 電話:055-934-4741
三島市	エコアクション21認証取得支援セミナー	R8.10～R9.3	説明会:1回 勉強会:全5回	環境政策課 055-983-2647
富士宮市	エコアクション21認証取得に向けた勉強会	R8.8～R9.3	※実施回数、申込方法等 勉強会:全5回(説明会を含む) 申込方法:電話・FAX、又は電子申請	環境企画課 環境エネルギー室 電話:0544-22-1131
富士市	富士市エコアクション21自治体イニシアティブ・プログラム	R8.6～R9.1	説明会:1回 勉強会:全5回	環境総務課 電話:0545-55-2902
焼津市	エコアクション21認証取得支援事業	R8.6～R9.2	説明会:1回 勉強会:全5回	市民環境部 環境課 054-626-2153
掛川市	エコアクション21認証取得支援講座(袋井市・菊川市・掛川市合同)	R8.6～R8.12	説明会:1回 勉強会:全5回	掛川市環境政策課 0537-21-1218
藤枝市	エコアクション21認証取得支援・フォローアップ支援事業	申込み事業者の希望に応じて実施	エコアクション21の新規認証取得を目指す事業者またはすでに取得している事業者に対し、事業者の希望に応じて講師の個別相談や現地訪問等を開催し、取得・更新の支援をする。※1事業者につき5回まで支援可	環境水道部 環境政策課 電話:054-643-3183
御殿場市	エコアクション21認証取得支援講座	R8.6～R9.2	説明会:1回・セミナー:全5回の開催予定であり、参加希望者がいなかった場合は説明会、セミナーともに中止。	担当部署:環境課 電話:0550-83-1603
袋井市	エコアクション21認証取得支援講座(袋井市・菊川市・掛川市合同)	R8.6～R8.12	説明会:1回(R8.6開催予定) 勉強会:全5回(R8.7～月1回開催予定)	袋井市環境政策課 電話:0538-44-3135 掛川市環境政策課 電話:0537-21-1218 菊川市環境推進課 電話:0537-35-0916
菊川市	エコアクション21認証取得支援講座(袋井市・菊川市・掛川市合同)	R8.6～R8.12	説明会:1回(R8.6開催予定) 勉強会:全5回(R8.7～月1回程度開催予定)	菊川市環境推進課 0537-35-0916
牧之原市	エコアクション21認証取得支援講座	R8.9	説明会:1回 勉強会:全5回	環境課 0548-53-2609

## 2. エコアクション21(EA21)に関する支援制度 (2)補助制度等

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資金額(または率)	担当部署
藤枝市	エコアクション21認証取得事業費補助金	R8.4～R9.3	①初めてエコアクション21の認証・登録を受ける事業者 ②2回目以降の更新・登録を受ける事業者 を対象に、認証・登録料の全額または一部を補助。	①認証・登録料の全額 ②認証・登録料の2分の1 (※ただし、市外の事業所の認証・登録を同時 にした場合は、同時に認証・登録したすべての 事業所の合計人数に対して、市内事業所の人 数が占める割合を認証・登録料に乗じた額とす	環境水道部 環境政策課 電話:054-643-3183
御殿場市	エコアクション21認証取得支援講座	R8.6～R9.2	市主催により、専門家による集合研修を無料で受けることが できる。	-	担当部署:環境課 電話:0550-83-1603